

公告 第701号

組合規約一部変更の公告

当組合規約の一部変更申請が別紙のとおり認可されたことにより、
変更することを組合規約第50条により公告する。

令和 2年 5月 20日
フランスベッドグループ 健康保険組合
理 事 長 池 田 茂

—記—

フランスベッドグループ健康保険組合規約の一部を別紙の通り変更する。

組合規約一部変更書

組合会の一部を次の通り変更する。

(組合会の召集手続)

第 17 条中

「第 3 項 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。」

の 1 項目を加える。

(組合会の傍聴)

第 19 条中

「組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。」

に変更する。

(組合会の決議事項)

第 21 条中

「第 2 項 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 18 条第 1 項の規定による書面の提出を求めるこことし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。」

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

「第 3 項 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない」

の 2 項目を加える。

(会議録の作成)

第 22 条中

「第1項 (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもつて議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名」

に変更する。

「第2項 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所」

に変更する。

「第3項 書面による決議をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による決議で組合会を開催した旨を記載しなければならない。」

「第4項 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。」

の 2 項目を加える。

(理事会の招集)

第 29 条中

「第 4 項 前項の規定は、監事について準用する。」

に変更する。

「第5項 理事会は会議システムにより開催することができる。」

の1項目を加える。

(理事会の議時)

第31条中

「第6項 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。」

- （1）理事の疾病、負傷
- （2）理事に係る災害又は交通途絶
- （3）災害等の発生による外出自粓要請」

「第7項 理事長は前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。」

の2項目を加える。

(理事長の専決)

「第1項 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。」

に変更する。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(組合会の召集手続)</p> <p>第 17 条 理事長は、組合会の召集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p> <p>3 <u>組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。</u></p>	<p>(組合会の召集手續)</p> <p>第 17 条 理事長は、組合会の召集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。</p> <p>2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。</p>

新	旧
<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第 19 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りではない。</p>	<p>(組合会の傍聴)</p> <p>第 19 条 組合員は、組合会の会議を病徵することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p>(組合会の議決事項)</p> <p>第 21 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項 <p>2 <u>理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 18 条第 1 項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議員の疾病、負傷 (2) 議員に係る災害又は交通途絶 (3) 災害の発生による外出自粛要請 <p>3 <u>理事長は、前項の議決を行なった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。</u></p>	<p>(組合会の議決事項)</p> <p>第 21 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項

新	旧
<p>(会議録の作成)</p> <p>第 22 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 決議した事項及びその賛否の数 <p>2 <u>会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>会議システムで組合会を開催した旨</u> (2) <u>会議システムにより、出席者の音声と映像が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨</u> (3) <u>システム障害等の異常が無く審議の全部を終了した旨</u> (4) <u>会議システムにより参加した組合議員の氏名及び場所</u> <p>3 <u>書面による決議をおこなった場合の会議録には、第 1 項の事項に加え、書面による決議で組合会を開催した旨を記載しなければならない。</u></p> <p>4 <u>会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決を行なった場合は、事前に理事が指名した議員が署名することができる。</u></p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第 22 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名、選定議員の氏名、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 決議した事項及びその賛否の数 <p>2 会議録は議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。</p>

新	旧
<p>(理事会の召集の手続き)</p> <p>第 29 条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の召集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の 5 日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し文章で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。 4 <u>前項の規定は、監事について準用する。</u> 5 <u>理事会は会議システムにより開催することができる。</u> 	<p>(理事会の召集)</p> <p>第 29 条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の召集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の 5 日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し文章で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りではない。 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。

新	旧
<p>(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会は理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開く事が出来ない。</p> <p>2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。</p> <p>4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。</p> <p>5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし理事会の同意があった場合は出席して発言することが出来る。</p> <p>6 <u>理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>理事の疾病、負傷</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>理事に係る災害又は交通途絶</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>災害等の発生による外出自粛要請</u></p> <p>7 <u>理事長は、前項の決議を行なった場合には、速やかに理事に通知しなければならない。</u></p>	<p>(理事会の議事)</p> <p>第31条 理事会は理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開く事が出来ない。</p> <p>2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。</p> <p>4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。</p> <p>5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし理事会の同意があった場合は出席して発言することが出来る。</p>

新	旧
<p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、<u>施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行なう必要のあるものを処分する</u>ことができる。</p>	<p>(理事長の専決)</p> <p>第36条 理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行なう必要のあるものを処分することができる。</p>

附則 この規約は令和2年5月1日から施工する

以上